



東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者会》

平成31年3月11日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

いわき市の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止命令等を行いました。

平成29年12月20日及び25日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を行いましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 湯本タクシー 代表取締役 矢内 忠
(法人番号：8380001014078)
いわき市常磐湯本町天王崎41番地1号

営業所：本社営業所
いわき市常磐湯本町天王崎41番地1号

2. 行政処分等年月日 平成31年2月28日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分(130日間)

平成31年3月11日から平成31年5月14日(2両×65日間)

(2) 文書警告

4. 違反の概要

《裏面に続く》

4. 違反の概要

(1) 事業計画変更認可違反

(道路運送法第15条第1項)

(2) 輸送の安全及び旅客の利便を確保のための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 疾病、疲労等のおそれのある乗務

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

② 点呼記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

③ 乗務等記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

④ 乗務員台帳作成義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

⑤ 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑥ 高齢運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

⑦ 無車検運行

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第58条第1項)

⑧ 運行管理者一般講習受講義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：及川、菅野

TEL：024-546-0345 (音声ガイダンス「3」)